第四章　雑則

（報告徴収及び立入検査）

第十三条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子委任状取扱事業者に対し、その認定に係る電子委任状取扱業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定電子委任状取扱事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る電子委任状取扱業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務省令への委任）

第十四条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

（主務大臣等）

第十五条　この法律における主務大臣は、総務大臣及び経済産業大臣とする。

2　この法律における主務省令は、総務大臣及び経済産業大臣が共同で発する命令とする。

第五章　罰則

第十六条　第十一条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八条第一項の規定に違反して、第五条第二項第二号に掲げる事項を変更した者

二　第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第十九条　第七条第二項、第八条第三項又は第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　主務大臣は、この法律の施行前においても、第三条の規定の例により、基本指針を定めることができる。

2　前項の規定により定められた基本指針は、この法律の施行の日において第三条の規定により定められたものとみなす。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五十一号中

五十一　電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録	機関の登

を

五十一　電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録（注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第十条第一項又は第二項（電気通信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。		

に改め、同表第五十三号の次に次の一号を加える。

五十三の二　認定電子委任状取扱事業者の認定（電子委任状の普及の促進に関する法律第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の認定電子委任状取扱事業者の認定（更新の認定を除く。）	一件につき九万円	総務大臣　山本　早苗 財務大臣　麻生　太郎 経済産業大臣　世耕　弘成 内閣総理大臣　安倍　晋三

住宅宿泊事業法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十五号

住宅宿泊事業法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　住宅宿泊事業
第一節　届出等（第三条・第四条）
第二節　業務（第五条―第十四条）
第三節　監督（第十五条―第十七条）
第四節　雑則（第十八条―第二十一条）
第三章　住宅宿泊管理業
第一節　登録（第二十二条―第二十八条）
第二節　業務（第二十九条―第四十条）
第三節　監督（第四十一条―第四十五条）
第四章　住宅宿泊仲介業
第一節　登録（第四十六条―第五十二条）
第二節　業務（第五十三条―第六十条）
第三節　監督（第六十一条―第六十六条）
第四節　旅行業法の特例（第六十七条）
第五章　雑則（第六十八条―第七十一条）
第六章　罰則（第七十二条―第七十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。